

## 観光への影響について

### ■ご意見への考え方

- 観光については、候補地の選定において考慮することとした場合、地域特性に配慮すべき事項として、地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の案件に該当すると考えられます。
- 一方、観光という漠然とした概念では、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出することは困難であることから、観光地の規模及び範囲を特定する必要があります。
- このため、例えば以下の案が考えられます。

- ① 入込客数50万人以上(平成22年(震災前年)の観光統計概要における入込客数)の観光地を考慮
- ② 除外する範囲を以下とする
  - ・当該観光地が所属する市町村行政区(例:宮城県〇〇市△△では、△△のエリア)
  - ・当該行政区周辺の一定の範囲内(500m以内)
  - ・アクセス道路が限定され観光地を通過せざるを得ない候補地